

## 優良緑地確保計画認定制度要綱

### (通則)

第1条 優良緑地確保計画の認定に関しては、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）、都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号。以下「施行令」という。）、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号。以下「施行規則」という。）、緑地確保指針（令和6年国土交通省告示第1299号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### (目的)

第2条 本要綱は、法に基づく優良緑地確保計画認定制度を通じて、民間事業者等による良質な緑地確保の取組の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 本要綱において「緑地」とは、法第3条第1項に規定する緑地をいい、植栽、花壇その他の緑化のための施設を含むものをいう。

2 本要綱において「優良緑地確保計画」とは、法第88条第1項に規定する優良緑地確保計画をいう。

3 本要綱において「緑地確保事業者」とは、法第87条第1項に規定する緑地確保事業者をいう。

4 本要綱において「緑地確保事業」とは、法第88条第1項に規定する緑地確保事業をいう。

5 本要綱において「敷地」とは、建築基準法施行令第1条第1項第1号に規定する敷地をいう。

6 本要綱において「街区」とは、道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は水路等によって区画した場合におけるその区画された最小単位の地域をいう。

7 本要綱において「緑地利用施設」とは、園路、広場その他の緑地の利用者の利便のため必要な施設をいい、園路、広場、歩道状空地、敷地内通路、駐車場、ベンチ、あずまや等を含むものをいう。

8 本要綱において「緑地保全施設」とは、緑地の保全に関連して必要とされる施設をいい、土留、防火施設等を含むものをいう。

### (対象主体)

第4条 優良緑地確保計画の認定を申請することができる緑地確保事業者は、対象となる土地の地権者又は地権者から同意を得て事業を行う者とする。ただし、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者は除く。また、

複数者による共同申請も可とする。その場合は、共同して申請を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本申請の代表者を選定し、事業実施のためのグループとしての意思決定方法、責任者、グループ内での役割分担等を明確にした規約等を定めるとともに、グループを構成する全ての者がただし書きの規定に適合することを条件とする。

（認定対象）

第5条 認定対象とする優良緑地確保計画は次の全てに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当する事業に関する計画であること。

イ 新たに緑地を創出し、管理する事業

ロ 既存の緑地の質の確保・向上に資する事業

二 都市計画区域又は準都市計画区域において行われる事業に関する計画であること。

三 優良緑地確保計画に記載する緑地確保事業を実施する区域（以下「認定の対象区域」という。）における緑地面積が1,000平方メートル以上であること。

四 緑地面積の認定の対象区域の面積に対する割合が10%以上であること。

五 優良緑地確保計画に記載する緑地確保事業が、原則、従前の土地利用における緑地面積が減少する事業ではないこと。ただし、緑地の確保に関して必要な施設等を整備する場合に限り、従前の土地利用の緑地面積の5%までの減少は許容する。ここでいう「従前の土地利用」の基準となる時点は、2020年1月1日時点又は申請時点で緑地面積が大きい方を設定する。ただし、2020年1月1日以降に申請者が事業の対象となる区域の土地又は借地権を取得した場合は、取得又は借地時点若しくは申請時点で緑地面積が多い方を設定する。

六 計画期間が5年であること。

2 認定の対象区域は、原則、緑地を含む敷地全体とする。一つの敷地を超えて行われる事業の場合は、原則、一体として行われる事業全体の区域を認定の対象区域とする。ここでいう「一体として行われる事業全体の区域」とは、プロジェクトの計画及び整備に適用されている各種法令、制度、手法等（市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市再生特別地区、一団地の総合的設計制度、工場立地法等）で定められた計画区域及び事業区域を指す。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める取扱いとする。

一 複数の事業で構成されるプロジェクトであって、各事業の敷地における緑地面積が300平方メートル以上あり、当該プロジェクトが次のいずれかに該当する場合、当該緑地を有する敷地全てを認定の対象区域とすることができる。

イ 複数の緑地が一つの街区にある場合

ロ 複数の緑地が一つの街区を超える場合であって、それぞれの緑地間の距離が250メートル以内にある場合

ハ 複数の緑地が一つの街区を超え、かつそれぞれの緑地間の距離が250メートル

ルを超える場合であって、緑地間が連続した植栽や緑道等により結ばれ、かつ、特定のエリアを対象に、地権者・事業活動を行う企業・住民等の地域における多様な主体が協議会等の連携体制を構築し、エリアマネジメント等の計画において当該エリアの緑地に関する方針が示されている場合

- 二 認定の対象区域が隣接する街区間を跨る場合、街区間の交通施設については、原則、認定の対象区域から除くが、管理者の同意があれば含めることも可能とする。
  - 三 一体として行われる事業において、各工区の工期が異なる場合、原則、一体として行われる事業全体の区域を対象とするが、各工区の工期が大幅に異なり、認定の申請時点で評価のできない構想段階の工区がある場合は、当該工区を除く区域を認定の対象区域とし、構想段階の工区の事業計画が明確になった時点で、事業全体の区域を認定の対象区域とする計画に変更を行うものとする。
  - 四 建築物の敷地でない土地で行う事業の場合、緑地を確保する土地の区域又は一体として行われる事業全体の区域を認定の対象区域とする。
- 3 優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性についての技術的な調査を行うに当たって評価する対象（以下「評価の対象」という。）は、認定の対象区域のうち、緑地、緑地利用施設、緑地保全施設とする。なお、道路を認定の対象区域に含める場合、認定の対象区域は車道を含めるが、評価の対象は歩道、道路植栽、植栽基盤等とし、車道は対象外とする。

（評価及び認定の基準）

第6条 国土交通大臣は、法第88条第1項の認定のための審査に当たっては、別表の評価の基準及び次の各号に従って、その申請に係る優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性について技術的な調査を行い、評価するものとする。なお、緑地の評価に当たっては、計画期間の開始から5年後時点に想定される状態を評価するものとする。ただし、緑地の管理運営に関する評価については、毎年度の取組を評価するものとする。

- 一 ベース評価項目については、全ての項目で評価を行うこと。
  - 二 コア評価項目のうち、必須項目については、全ての項目で評価を行うこと。
  - 三 コア評価項目のうち、選択項目については、認定申請者が選択した最大10項目で評価を行うこと。選択項目のうち、特定の項目については、地域の価値向上に関する観点でも評価を行うこと。
- 2 国土交通大臣は、優良緑地確保計画が次の全てを満たす場合に、緑地確保指針に適合していると認めるものとする。
- 一 ベース評価項目については、全ての項目で評価基準を満たすこと。
  - 二 コア評価項目については、全ての必須項目で原則レベル1以上であること並びに各項目の合計点数が50点以上であること。
- 3 国土交通大臣は、前項において緑地確保指針への適合性が認められた優良緑地確

保計画について、表 1 に掲げる緑地割合に応じたレベル及び表 2 に掲げる各項目の合計点数に応じたレベルを踏まえ、表 3 に掲げる条件に応じたランクを付与するものとする。

表 1 緑地割合に応じたレベル

| 緑地割合                   | レベル   |
|------------------------|-------|
| 緑地割合が 30%以上であること       | A A A |
| 緑地割合が 20%以上 30%未満であること | A A   |
| 緑地割合が 10%以上 20%未満であること | A     |

表 2 合計点数に応じたレベル

| 合計点数                     | レベル   |
|--------------------------|-------|
| 合計点数が 100 点以上であること       | A A A |
| 合計点数が 75 点以上 99 点以下であること | A A   |
| 合計点数が 50 点以上 74 点以下であること | A     |

表 3 認定ランク

| 条件                                                    | ランク |
|-------------------------------------------------------|-----|
| 緑地割合に応じたレベル及び合計点数に応じたレベルがいずれも A A A であること             | ★★★ |
| 緑地割合に応じたレベル及び合計点数に応じたレベルのいずれかが A A であること（下欄の条件の場合を除く） | ★★  |
| 緑地割合に応じたレベル及び合計点数に応じたレベルのいずれかが A であること                | ★   |

（審査委員会）

第 7 条 国土交通省は、法第 88 条第 1 項の認定に当たって、適切かつ公正な審査を行うため、3 人以上の外部有識者により構成される審査委員会を開催し、専門的な見地から意見を聴くものとする。

2 前項の外部有識者は、自らと利害関係を有する案件については、その議事に加わることができないものとする。

（認定の更新）

第 8 条 法第 88 条第 1 項の認定を受けた緑地確保事業者（以下「認定事業者」という。）は、更新を希望する場合、法第 89 条第 1 項に基づき計画期間に係る変更の認定を申請するものとする。なお、その際、当該変更の認定申請時点の評価・認定基準をもとに評価・認定を行うものとする。

(認定後の要綱変更の扱い)

第9条 認定された優良緑地確保計画（以下「認定優良緑地確保計画」という。）が認定後の本要綱の変更により、第6条に規定する評価及び認定の基準に該当しないと認められるに至った場合においても、当該認定優良緑地確保計画の計画期間中までは、なおその効力を有するものとする。

(定期の報告)

第10条 認定事業者は、毎年度、認定優良緑地確保計画の実施状況について、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 前項の報告に当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該緑地確保事業全体の進捗状況
- 二 評価項目に係る各取組の実施状況
- 三 設定したアウトカム指標のモニタリング結果

(緑地面積の算出方法)

第11条 本要綱において緑地面積は、次の各号に掲げる緑地及び緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

一 緑地 次に掲げる緑地の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

(1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(2) 樹木（高さ1メートル以上のものに限る。以下（2）において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の左欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（1）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

| 樹木の高さ            | 半径                                      |
|------------------|-----------------------------------------|
| 1メートル以上2.5メートル未満 | 1. 1メートル                                |
| 2.5メートル以上4メートル未満 | 1. 6メートル                                |
| 4メートル以上5メートル未満   | 2. 1メートル                                |
| 5メートル以上          | $(\text{樹高} \times 0.7 + 0.7) / 2$ メートル |

ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除

く。)の水平投影面積

- ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積
- ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積
- 二 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計

（事務）

第 12 条 本要綱に係る事務は、国土交通省都市局都市環境課が行うものとする。

（その他）

第 13 条 本要綱に定めるもののほか、優良緑地確保計画認定制度の運用に必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

第 1 条 本要綱は、令和 6 年 11 月 22 日から施行する。

<別表>評価の基準

| コア／ベース<br>評価項目 | 領域     | カテゴリー       | No. | 評価項目                    | 評価指標                                    | 必須／選択 | レベル | 評価基準                                                                                                                    | 配点  |
|----------------|--------|-------------|-----|-------------------------|-----------------------------------------|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| コア             | 気候変動対策 | 温室効果ガス吸収・固定 | 1   | 緑地による温室効果ガスの吸収          | CO <sub>2</sub> の吸収源としての緑地の創出・管理を行う計画か。 | 必須    | 0   | CO <sub>2</sub> 吸収量/ 敷地面積＝0.2 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 未満                                                     | 0 点 |
|                |        |             |     |                         |                                         |       | 1   | CO <sub>2</sub> 吸収量/ 敷地面積＝0.2 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 以上 0.4 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 未満           | 1 点 |
|                |        |             |     |                         |                                         |       | 3   | CO <sub>2</sub> 吸収量/ 敷地面積＝0.4 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 以上 0.6 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 未満           | 3 点 |
|                |        |             |     |                         |                                         |       | 5   | CO <sub>2</sub> 吸収量/ 敷地面積＝0.6 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 以上                                                     | 5 点 |
| コア             | 気候変動対策 | 温室効果ガス吸収・固定 | 2   | 木材利用による炭素貯蔵             | 炭素貯蔵に資する木材利用を行う計画か。                     | 選択    | 0   | 木材を利用する計画はない。                                                                                                           | 0 点 |
|                |        |             |     |                         |                                         |       | 1   | 炭素貯蔵量 (CO <sub>2</sub> 換算) / 敷地面積＝0.05 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 未満                                            | 1 点 |
|                |        |             |     |                         |                                         |       | 3   | 炭素貯蔵量 (CO <sub>2</sub> 換算) / 敷地面積＝0.05 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 以上 0.10 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 未満 | 3 点 |
|                |        |             |     |                         |                                         |       | 5   | 炭素貯蔵量 (CO <sub>2</sub> 換算) / 敷地面積＝0.10 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 以上                                            | 5 点 |
| コア             | 気候変動対策 | 温室効果ガス排出削減  | 3   | ライフサイクルを通じた温室効果ガスの把握・削減 | 事業全体のライフサイクルを通じた温室効果ガスの排出量の削減に向けた計画か。   | 選択    | 0   | 温室効果ガスの排出量を把握しておらず、削減目標が設定されていない。                                                                                       | 0 点 |
|                |        |             |     |                         |                                         |       | 1   | 資材製造・流通・施工・維持・運用・解体のいずれかの段階における温室効果ガスの排出量が把握されている。                                                                      | 1 点 |
|                |        |             |     |                         |                                         |       | 3   | 資材製造・流通・施工・維持・運用・解体の複数の段階における温室効果ガスの排出量が把握されている。                                                                        | 3 点 |
|                |        |             |     |                         |                                         |       | 5   | 資材製造・流通・施工・維持・運用・解体の複数の段階における温室効果ガスの排出量が把握されており、削減目標が設定されている。                                                           | 5 点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域             | カテゴリー          | No. | 評価項目                 | 評価指標                                   | 必須<br>／<br>選択         | レベル | 評価基準                                                     | 配点  |
|--------------------|----------------|----------------|-----|----------------------|----------------------------------------|-----------------------|-----|----------------------------------------------------------|-----|
| コア                 | 気候<br>変動<br>対策 | 温室効果ガス<br>排出削減 | 4   | 建築物の緑化による温室効果ガスの排出削減 | 温室効果ガスの排出削減に貢献する建築物の緑化（屋上・壁面緑化）を行う計画か。 | 選択                    | 0   | 建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/ 建築面積＝ 10%未満               | 0 点 |
|                    |                |                |     |                      |                                        |                       | 1   | 建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/ 建築面積＝ 10%以上 20%未満         | 1 点 |
|                    |                |                |     |                      |                                        |                       | 3   | 建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/ 建物面積＝ 20%以上 30%未満         | 3 点 |
|                    |                |                |     |                      |                                        |                       | 5   | 建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/ 建物面積＝ 30%以上               | 5 点 |
| コア                 | 気候<br>変動<br>対策 | 暑熱対策           | 5   | 地表面温度の抑制             | 熱環境対策として地表面温度に配慮した取組を行う計画か。            | 選択                    | 0   | 緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/日射により高温化が想定される地表面等の面積＝ 20%未満       | 0 点 |
|                    |                |                |     |                      |                                        |                       | 1   | 緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/日射により高温化が想定される地表面等の面積＝ 20%以上 40%未満 | 1 点 |
|                    |                |                |     |                      |                                        |                       | 3   | 緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/日射により高温化が想定される地表面等の面積＝ 40%以上 60%未満 | 3 点 |
|                    |                |                |     |                      |                                        |                       | 5   | 緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/日射により高温化が想定される地表面等の面積＝ 60%以上       | 5 点 |
| コア                 | 気候<br>変動<br>対策 | 暑熱対策           | 6   | 風の道の形成               | 熱環境対策として風の道に配慮した取組を行う計画か。              | 選択<br>(地域の価値向上に資する項目) | 0   | 風の道に配慮した取組がない。                                           | 0 点 |
|                    |                |                |     |                      |                                        |                       | 1   | 風環境のシミュレーション等による予測・評価結果を踏まえ、風の道に配慮した取組が 1 つある。           | 1 点 |
|                    |                |                |     |                      |                                        |                       | 3   | 風環境のシミュレーション等による予測・評価結果を踏まえ、風の道に配慮した取組が 2 つ以上ある。         | 3 点 |
|                    |                |                |     |                      |                                        |                       | 5   | 風環境のシミュレーション等による予測・評価結果を踏まえ、風の道に配慮した取組が 3 つ以上ある。         | 5 点 |

| コア／ベース<br>評価項目 | 領域     | カテゴリー  | No. | 評価項目       | 評価指標                        | 必須／<br>選択             | レベル | 評価基準                                                 | 配点  |
|----------------|--------|--------|-----|------------|-----------------------------|-----------------------|-----|------------------------------------------------------|-----|
| コア             | 気候変動対策 | 暑熱対策   | 7   | 緑陰による熱中症対策 | 熱中症対策として効果的な緑地等の配置とする計画か。   | 選択                    | 0   | 緑陰の形成によって日陰となる面積/歩行者空間のうち日射が直達する地表面等の面積＝ 20%未満       | 0 点 |
|                |        |        |     |            |                             |                       | 1   | 緑陰の形成によって日陰となる面積/歩行者空間のうち日射が直達する地表面等の面積＝ 20%以上 40%未満 | 1 点 |
|                |        |        |     |            |                             |                       | 3   | 緑陰の形成によって日陰となる面積/歩行者空間のうち日射が直達する地表面等の面積＝ 40%以上 60%未満 | 3 点 |
|                |        |        |     |            |                             |                       | 5   | 緑陰の形成によって日陰となる面積/歩行者空間のうち日射が直達する地表面等の面積＝ 60%以上       | 5 点 |
| コア             | 気候変動対策 | 浸水被害対策 | 8   | 雨水の貯留浸透    | 雨水の貯留浸透（流出抑制）に貢献する取組を行う計画か。 | 選択<br>（地域の価値向上に資する項目） | 0   | 敷地の平均浸透能＝10mm/hr 未満                                  | 0 点 |
|                |        |        |     |            |                             |                       | 1   | 敷地の平均浸透能＝10mm/hr 以上 20mm/hr 未満                       | 1 点 |
|                |        |        |     |            |                             |                       | 3   | 敷地の平均浸透能＝20mm/hr 以上 30mm/hr 未満                       | 3 点 |
|                |        |        |     |            |                             |                       | 5   | 敷地の平均浸透能＝30mm/hr 以上                                  | 5 点 |
| コア             | 気候変動対策 | 資源循環   | 9   | 再生材の使用     | 再生材を使用する計画か。                | 選択                    | 0   | 再生材を利用する計画がない。                                       | 0 点 |
|                |        |        |     |            |                             |                       | 1   | 再生材を 1 品目利用する計画がある。                                  | 1 点 |
|                |        |        |     |            |                             |                       | 3   | 再生材を 2 品目利用する計画がある。                                  | 3 点 |
|                |        |        |     |            |                             |                       | 5   | 再生材を 3 品目以上利用する計画がある。                                | 5 点 |

| コア／ベース<br>評価項目 | 領域                       | カテゴリー         | No. | 評価項目         | 評価指標                       | 必須／<br>選択             | レベル | 評価基準                                          | 配点 |
|----------------|--------------------------|---------------|-----|--------------|----------------------------|-----------------------|-----|-----------------------------------------------|----|
| コア             | 気候変動対策                   | 資源循環          | 10  | 資源の有効活用      | 資源を有効利用する計画か。              | 必須                    | 0   | 資源の有効利用に関する取組がない。                             | 0点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 1   | 資源の有効利用に関する取組が1つある。                           | 1点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 3   | 資源の有効利用に関する取組が2つ以上ある。                         | 3点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 5   | 資源の有効利用に関する取組が3つ以上ある。                         | 5点 |
| コア             | (自然資本の保全・回復)<br>生物多様性の確保 | 水資源の保全        | 11  | 水使用量の削減      | 雨水の利用や節水等、水使用量を削減する計画か。    | 必須                    | 0   | 緑地への雨水の利用を計画していない。                            | 0点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 1   | 緑地への雨水の利用または節水に関する取組を1つ計画している。                | 1点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 2   | 緑地への雨水の利用または節水に関する取組を2つ計画している。                | 2点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 3   | 緑地への雨水の利用または節水に関する取組を3つ以上計画している。              | 3点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 4   | レベル3の取組を行い、かつ緑地雨水再利用率が50%以上                   | 4点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 5   | レベル3の取組を行い、かつ緑地雨水再利用率が80%以上                   | 5点 |
| コア             | (自然資本の保全・回復)<br>生物多様性の確保 | 多様な生息・生育環境の確保 | 12  | まとまりのある緑地の確保 | 一定規模以上でまとまりのある緑地が確保される計画か。 | (地域の価値向上に資する項目)<br>選択 | 0   | まとまった緑地の面積が800㎡未満又は、まとまった緑地の面積が800㎡以上で短辺10m未満 | 0点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 1   | まとまった緑地の面積が800㎡以上で短辺10m以上                     | 1点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 2   | まとまった緑地の緑地面積が2,000㎡以上で短辺10m以上                 | 2点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 3   | まとまった緑地の緑地面積が3,000㎡以上で短辺20m以上                 | 3点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 4   | まとまった緑地の緑地面積が5,000㎡以上で短辺20m以上                 | 4点 |
|                |                          |               |     |              |                            |                       | 5   | まとまった緑地の緑地面積が10,000㎡以上で短辺30m以上                | 5点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域                   | カテゴリー                 | No. | 評価項目    | 評価指標              | 必須<br>／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                                                                                        | 配点 |
|--------------------|----------------------|-----------------------|-----|---------|-------------------|---------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コア                 | 生物多様性の確保（自然資本の保全・回復） | 多様な<br>生息・<br>生育環境の確保 | 13  | 階層構造の形成 | 緑地等が階層構造を形成する計画か。 | 必須            | 0   | レベル1に満たない。                                                                                                                  | 0点 |
|                    |                      |                       |     |         |                   |               | 1   | 以下全てを満たす緑地がある。<br>・高木層の樹冠が連続する面積が10m×10mの正方形より小さいが、緑地の面積10m×10mの正方形の中に、高木層がある。<br>・その下に低木層また草本層のいずれかの層がある。<br>・各層に複数の樹種がある。 | 1点 |
|                    |                      |                       |     |         |                   |               | 2   | 以下全てを満たす緑地がある。<br>・高木層の樹冠が連続する面積が10m×10mの正方形より大きい。<br>・その下に低層と草本層のどちらか1層がある。<br>・各層に複数の樹種がある。                               | 2点 |
|                    |                      |                       |     |         |                   |               | 3   | 以下全てを満たす緑地がある。<br>・高木層の樹冠が連続する面積が10m×10mの正方形より大きい。<br>・その下に低木層また草本層の2層がある。<br>・各層に複数の樹種がある。                                 | 3点 |
|                    |                      |                       |     |         |                   |               | 4   | 以下全てを満たす緑地がある。<br>・高木層の樹冠が連続する面積が20m×20mの正方形より大きい。<br>・その下に低木層、草本層どちらか1層がある。<br>・各層に複数の樹種がある。                               | 4点 |
|                    |                      |                       |     |         |                   |               | 5   | 以下全てを満たす緑地がある。<br>・高木層の樹冠が連続する面積が20m×20mの正方形より大きい。<br>・その下に低木層、草本層の2層がある。<br>・各層に複数の樹種がある。                                  | 5点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項<br>目 | 領域                       | カテゴリー                         | No. | 評価項目                       | 評価指標                                  | 必須<br>／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                                              | 配点  |
|------------------------|--------------------------|-------------------------------|-----|----------------------------|---------------------------------------|---------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|-----|
| コア                     | (自然資本の保全・回復)<br>生物多様性の確保 | 多様な<br>生息・<br>生育環<br>境の確<br>保 | 14  | エコトーン<br>の<br>形成           | 樹林地、草地、水辺地<br>において、エコトーンを形<br>成する計画か。 | 選択            | 0   | 樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち単一のハビタットタイプが存在するのみである、もしくは、複数のハビタットがあるが、生き物が行き来できる状態で隣接していない。 | 0 点 |
|                        |                          |                               |     |                            |                                       |               | 1   | 樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち2つのハビタットタイプが、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。                           | 1 点 |
|                        |                          |                               |     |                            |                                       |               | 3   | 連続的に変化する環境の移行帯を伴って、樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち2つのハビタットタイプが、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。        | 3 点 |
|                        |                          |                               |     |                            |                                       |               | 5   | 連続的に変化する環境の移行帯を伴って、樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地の各ハビタットタイプがそろっており、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。      | 5 点 |
| コア                     | (自然資本の保全・回復)<br>生物多様性の確保 | 多様な<br>生息・<br>生育環<br>境の確<br>保 | 15  | 良好な生息・<br>生育環境形成<br>に資する取組 | 動植物の生息・生育環境<br>を形成する取組を行う計<br>画か。     | 選択            | 0   | 付表の取組がない、又は1つの取組に限られる。                                                            | 0 点 |
|                        |                          |                               |     |                            |                                       |               | 1   | 付表の取組が2つ以上ある。                                                                     | 1 点 |
|                        |                          |                               |     |                            |                                       |               | 3   | 付表の取組が4つ以上ある。                                                                     | 3 点 |
|                        |                          |                               |     |                            |                                       |               | 5   | 付表の取組が6つ以上ある。                                                                     | 5 点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域                       | カテゴリー        | No. | 評価項目            | 評価指標                     | 必須／<br>選択             | レベル | 評価基準                                                                                                     | 配点 |
|--------------------|--------------------------|--------------|-----|-----------------|--------------------------|-----------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コア                 | (自然資本の保全・回復)<br>生物多様性の確保 | 周辺環境との<br>調和 | 16  | 地域に根差した植生の保全・創出 | 地域に根差した植生の保全・創出を行う計画か。   | 必須                    | 0   | まとまった緑地もしくは緑地全体を構成する樹木及び草本の30%未満が在来種（外国産在来種は除く）である。                                                      | 0点 |
|                    |                          |              |     |                 |                          |                       | 1   | まとまった緑地もしくは緑地全体を構成する樹木及び草本の30%以上50%未満が在来種（外国産在来種は除く）である。                                                 | 1点 |
|                    |                          |              |     |                 |                          |                       | 3   | まとまった緑地もしくは緑地全体を構成する樹木及び草本の50%以上が在来種（外国産在来種は除く）である。                                                      | 3点 |
|                    |                          |              |     |                 |                          |                       | 5   | まとまった緑地もしくは緑地全体を構成する樹木及び草本の50%以上が地域性種苗である。                                                               | 5点 |
| コア                 | 生物多様性の確保（自然資本の保全・回復）     | 周辺環境との<br>調和 | 17  | 生態系ネットワークの形成    | 生態系ネットワーク形成に資する緑地とする計画か。 | (地域の価値向上に資する項目)<br>選択 | 0   | 対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値が増加しない、かつ、地方公共団体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っていない。                              | 0点 |
|                    |                          |              |     |                 |                          |                       | 1   | 対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値の増加が0.5ポイント未満である。または、指標値が増加しないが、地方公共団体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っている。         | 1点 |
|                    |                          |              |     |                 |                          |                       | 3   | 対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値の増加が0.5ポイント以上である。または、指標値の増加が0.5ポイント未満だが、地方公共団体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っている。 | 3点 |
|                    |                          |              |     |                 |                          |                       | 5   | 対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値の増加が0.5ポイント以上、かつ、地方公共団体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っている。                        | 5点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項<br>目 | 領域                       | カテゴリー                  | No. | 評価項目                    | 評価指標                     | 必須<br>／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                                                              | 配点  |
|------------------------|--------------------------|------------------------|-----|-------------------------|--------------------------|---------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| コア                     | (自然資本の保全・回復)<br>生物多様性の確保 | 生態系<br>への影<br>響の低<br>減 | 18  | 外来種の侵入<br>防止・防除         | 外来種の侵入防止・防除<br>を実施する計画か。 | 必須            | 0   | 注意すべき外来種を使用する計画となっている。<br>注意すべき外来種について外来種防除マニュアル、侵入防止マニュアルがない。                                    | 0 点 |
|                        |                          |                        |     |                         |                          |               | 1   | (レベル設定なし)                                                                                         | 1 点 |
|                        |                          |                        |     |                         |                          |               | 3   | 注意すべき外来種について外来種防除マニュアルがあり、防除対策における実施体制がある。                                                        | 3 点 |
|                        |                          |                        |     |                         |                          |               | 5   | 注意すべき外来種について侵入防止マニュアルがあり、侵入防止における実施体制がある。                                                         | 5 点 |
| コア                     | 生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)    | 生態系<br>への影<br>響の低<br>減 | 19  | 化学農薬・化<br>学肥料の使用<br>量削減 | 化学農薬・化学肥料の制限・適正管理を行う計画か。 | 必須            | 0   | 化学農薬・化学肥料について、使用に関するルールや計画がない。                                                                    | 0 点 |
|                        |                          |                        |     |                         |                          |               | 1   | 化学農薬・化学肥料の使用にあたってルールを定めて使用する計画になっている。                                                             | 1 点 |
|                        |                          |                        |     |                         |                          |               | 3   | レベル 1 に加え、化学農薬・化学肥料について、使用の抑制に関するルールを定め、管理場所での病虫害の発生状況を確認した上で防除の要否、適切な防除のタイミングや防除方法を判断する計画になっている。 | 3 点 |
|                        |                          |                        |     |                         |                          |               | 5   | レベル 3 に加え、有機肥料の活用や機械除草の活用など総合防除の考え方に基づいた防除を行い、化学農薬・化学肥料を抑制する緑地管理を実施する計画になっている。                    | 5 点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域                       | カテゴリー      | No. | 評価項目              | 評価指標                              | 必須／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                        | 配点 |
|--------------------|--------------------------|------------|-----|-------------------|-----------------------------------|-----------|-----|-------------------------------------------------------------|----|
| コア                 | (自然資本の保全・回復)<br>生物多様性の確保 | 生態系への影響の低減 | 20  | プラスチック等の化学物質の適正管理 | プラスチックなど化学物質が含まれる資材の適正管理を行う計画か。   | 必須        | 0   | プラスチックなど化学物質が含まれる資材の使用状況を把握していない、行動指針等がない。                  | 0点 |
|                    |                          |            |     |                   |                                   |           | 1   | プラスチックなど化学物質が含まれる資材の使用状況を把握している。                            | 1点 |
|                    |                          |            |     |                   |                                   |           | 3   | プラスチックなど化学物質が含まれる資材の使用状況を把握し、行動指針等がある。                      | 3点 |
|                    |                          |            |     |                   |                                   |           | 5   | プラスチックなど化学物質が含まれる資材の使用状況を把握し、行動指針等において使用制限に向けた定量目標がある。      | 5点 |
| コア                 | (自然資本の保全・回復)<br>生物多様性の確保 | 生態系への影響の低減 | 21  | 生物多様性に配慮した資材調達    | 生物多様性や持続可能性に配慮した資材調達に向けた取組を行う計画か。 | 必須        | 0   | レベル1の基準に満たない。                                               | 0点 |
|                    |                          |            |     |                   |                                   |           | 1   | 木材、セメント、砂、鉄鋼を使用している箇所をリストおよび図面にて把握している。                     | 1点 |
|                    |                          |            |     |                   |                                   |           | 2   | レベル1に加え、事業者もしくは各資材の調達に関わるサプライヤーが生物多様性や持続可能性に配慮した調達方針を定めている。 | 2点 |
|                    |                          |            |     |                   |                                   |           | 3   | レベル1に加え、緑地で使用する一部の資材について、レベル2の調達方針に基づいた調達を行う計画がある。          | 3点 |
|                    |                          |            |     |                   |                                   |           | 5   | レベル1に加え、緑地で使用するすべての資材について、レベル2の調達方針に基づいた調達を行う計画がある。         | 5点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域                       | カテゴリー     | No. | 評価項目    | 評価指標                          | 必須<br>／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                                     | 配点  |
|--------------------|--------------------------|-----------|-----|---------|-------------------------------|---------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|-----|
| コア                 | (自然資本の保全・回復)<br>生物多様性の確保 | 環境教育      | 22  | 環境教育の実施 | 生物多様性の理解と行動変容につながる環境教育を行う計画か。 | 選択            | 0   | 生物多様性の理解と行動変容につながる環境教育の実施する計画がない。                                        | 0 点 |
|                    |                          |           |     |         |                               |               | 1   | 生物多様性の理解と行動変容につながる情報を公開し、定期的に更新を行う計画がある。                                 | 1 点 |
|                    |                          |           |     |         |                               |               | 3   | 従業員や取引先などの直接的ステークホルダーを対象に、敷地を活用した環境教育プログラムを定期的の実施する計画がある。                | 3 点 |
|                    |                          |           |     |         |                               |               | 5   | 地域住民や一般参加者など幅広い対象に、敷地を活用した環境教育プログラムを定期的の実施する計画がある。                       | 5 点 |
| コア                 | Well-being の向上           | 開かれた空間の形成 | 23  | 公開性の確保  | 公開性を有する計画か。                   | 必須            | 0   | 従業員、住民等の敷地関係者が緑地を利用することができる機会がない。                                        | 0 点 |
|                    |                          |           |     |         |                               |               | 1   | 従業員、住民等の敷地関係者のみが緑地を利用することができる機会がある。                                      | 1 点 |
|                    |                          |           |     |         |                               |               | 2   | 敷地関係者以外の誰でも事前登録を行えば緑地を利用することができる機会がある。                                   | 2 点 |
|                    |                          |           |     |         |                               |               | 3   | 敷地関係者以外の誰でも事前登録なく緑地を利用することができる機会がある（1 日当たり 3 時間以上利用できる日が年間 150 日未満の場合）。  | 3 点 |
|                    |                          |           |     |         |                               |               | 4   | 敷地関係者以外の誰でも事前登録なく緑地を利用することができる日が、1 日当たり 3 時間以上かつ年間 150 日以上ある（レベル 5 を除く）。 | 4 点 |
|                    |                          |           |     |         |                               |               | 5   | いつでも誰でも緑地を利用することができる。                                                    | 5 点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項<br>目 | 領域             | カテゴリー                   | No. | 評価項目           | 評価指標                               | 必須<br>／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                                                                   | 配点  |
|------------------------|----------------|-------------------------|-----|----------------|------------------------------------|---------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| コア                     | Well-being Set | 開かれた空間<br>の形成           | 24  | ユニバーサル<br>デザイン | 緑地があらゆる人の利用<br>に対応する計画か。           | 必須            | 0   | 対応していない。                                                                                               | 0 点 |
|                        |                |                         |     |                |                                    |               | 1   | 敷地内に含まれる緑地利用施設が、原則としてバリアフリーの基準に<br>適合する。                                                               | 1 点 |
|                        |                |                         |     |                |                                    |               | 3   | レベル 1 に加えて、緑地で行われるプログラムやアクティビティにお<br>いて、多様な人々が身障者や妊婦、子供連れ、外国人等も参加できる<br>ような、ユニバーサルデザインに配慮した取組を行う計画がある。 | 3 点 |
|                        |                |                         |     |                |                                    |               | 5   | レベル 3 に加えて、多様な人々のニーズを、緑地の整備や、緑地で行<br>われるプログラムやアクティビティに反映させてユニバーサルデザイ<br>ンに配慮した取組を行う計画がある。              | 5 点 |
| コア                     | Well-being Set | 安心・<br>安全な<br>空間の<br>形成 | 25  | 防犯性・安全<br>性の向上 | 防犯面、利用面における<br>安心・安全な空間とする<br>計画か。 | 必須            | 0   | 事故や犯罪の危険がある緑地内の箇所を特定していない。                                                                             | 0 点 |
|                        |                |                         |     |                |                                    |               | 1   | 事故や犯罪の危険がある緑地内の箇所を特定し、何らかの対策を講じ<br>ている。                                                                | 1 点 |
|                        |                |                         |     |                |                                    |               | 3   | 夜間を含め、事故防止のための危険箇所への十分な対策及び防犯のた<br>めの十分な監視性の確保がある。                                                     | 3 点 |
|                        |                |                         |     |                |                                    |               | 5   | レベル 3 に加えて年 1 回以上、事故・防犯上の危険箇所の見直しを行<br>い、新たな課題が生じた場合に対策を施す計画がある。                                       | 5 点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域                | カテゴリー       | No. | 評価項目    | 評価指標                    | 必須／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                                                                                                                                                                             | 配点  |
|--------------------|-------------------|-------------|-----|---------|-------------------------|-----------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| コア                 | Well-being Sector | 安心・安全な空間の形成 | 26  | 避難場所の確保 | 災害時の避難場所となる空間が確保される計画か。 | 選択        | 0   | 地域住民等が一時的に避難できる空間がない。                                                                                                                                                                                            | 0 点 |
|                    |                   |             |     |         |                         |           | 1   | 地域住民等が一時的に避難できる空間が用意されており、それを周知する計画がある。                                                                                                                                                                          | 1 点 |
|                    |                   |             |     |         |                         |           | 3   | レベル 1 に加えて、地域住民等が避難場所として利用できる面積が一人あたり 1 m <sup>2</sup> 以上 2 m <sup>2</sup> 未満ある。<br>または、公的な避難場所として指定（予定）されており、避難できる空間の面積が一人あたり 1 m <sup>2</sup> 以上 2 m <sup>2</sup> 未満ある<br>または、帰宅困難者等の受入の協定を締結している（あるいは予定している）。 | 3 点 |
|                    |                   |             |     |         |                         |           | 5   | レベル 1 に加えて、地域住民等が避難場所として利用できる面積が一人あたり 2 m <sup>2</sup> 以上ある。<br>または、公的な避難場所として指定（予定）されており、避難できる空間の面積が一人あたり 2 m <sup>2</sup> 以上ある。                                                                                | 5 点 |
| コア                 | Well-being Sector | 安心・安全な空間の形成 | 27  | 緩衝緑地の確保 | 緩衝緑地が確保される計画か。          | 選択        | 0   | 緩衝緑地による緩衝機能が認められない又は緩衝緑地による緩衝距離が 11m 未満                                                                                                                                                                          | 0 点 |
|                    |                   |             |     |         |                         |           | 1   | 緩衝緑地による緩衝距離が 11m 以上確保されている。                                                                                                                                                                                      | 1 点 |
|                    |                   |             |     |         |                         |           | 3   | 緩衝緑地による緩衝距離が 16m 以上確保されている。かつ、緩衝緑地が樹木中心の構成である場合は、中水準の緩衝機能を有した構成・樹種等になっている。                                                                                                                                       | 3 点 |
|                    |                   |             |     |         |                         |           | 5   | 緩衝緑地による緩衝距離が 24m 以上確保されている。かつ、緩衝緑地が樹木中心の構成である場合は、高水準の緩衝機能を有した構成・樹種等になっている。                                                                                                                                       | 5 点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域                 | カテゴリー    | No. | 評価項目     | 評価指標                         | 必須<br>／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                                                           | 配点 |
|--------------------|--------------------|----------|-----|----------|------------------------------|---------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コア                 | Well-being Society | 心身の健康の増進 | 28  | 身体的健康の増進 | 身体的な健康の増進に資する施設やプログラムがある計画か。 | 必須            | 0   | 緑地内、または、緑地を利用することができる空間に、遊歩道など歩行（身体活動）が可能な空間が、自由に利用できる状態で配置されていない。                             | 0点 |
|                    |                    |          |     |          |                              |               | 1   | 緑地内、または、緑地を利用することができる空間に、遊歩道など歩行（身体活動）が可能な空間が、自由に利用できる状態で配置されている。                              | 1点 |
|                    |                    |          |     |          |                              |               | 2   | 緑地内、または、緑地を利用することができる空間に、芝生広場など運動利用も意図とした施設が、自由に利用できる状態で配置される計画である。                            | 2点 |
|                    |                    |          |     |          |                              |               | 3   | レベル2に加えて、身体活動や運動利用が可能な空間を利用した運動プログラムを年1回以上の頻度で実施する計画である。                                       | 3点 |
|                    |                    |          |     |          |                              |               | 4   | レベル2に加えて、身体活動や運動利用が可能な空間を利用した運動プログラムを月1回以上の頻度で実施する計画である。                                       | 4点 |
|                    |                    |          |     |          |                              |               | 5   | レベル4に加えて、緑地を利用することができる空間に、身体活動や運動利用が可能な施設が、自由に利用できる状態で配置されている、かつより多くの身体活動や運動利用を促す工夫が施される計画である。 | 5点 |
| コア                 | Well-being Society | 心身の健康の増進 | 29  | 精神的健康の増進 | 安らげる空間としての休憩施設等の環境整備を行う計画か。  | 必須            | 0   | 休憩施設・スペースが緑地内、または、緑地を利用することができる空間にない。                                                          | 0点 |
|                    |                    |          |     |          |                              |               | 1   | ベンチや芝生など座れる休憩施設・スペースが緑地内、または、緑地を利用することができる空間にある。                                               | 1点 |
|                    |                    |          |     |          |                              |               | 2   | 木陰となる緑陰の形成やパーゴラ等のシェーディングが施されている休憩施設・スペースが緑地内、または、緑地を利用することができる空間にある。                           | 2点 |
|                    |                    |          |     |          |                              |               | 3   | シェーディングが施されている休憩施設・スペース等の視点場から見える緑が高木、低木、草本等の多様な植栽で構成されている。                                    | 3点 |
|                    |                    |          |     |          |                              |               | 4   | レベル3に加えて、自然とのふれあいを意図したプログラムを年1回以上の頻度で実施している。                                                   | 4点 |
|                    |                    |          |     |          |                              |               | 5   | レベル3に加えて、自然とのふれあいを意図したプログラムを年4回（四半期に1回程度）以上の頻度で実施している。                                         | 5点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項<br>目 | 領域                 | カテ<br>ゴ<br>リ | No. | 評価項目        | 評価指標                        | 必須<br>／<br>選<br>択 | レ<br>ベ<br>ル | 評価基準                                                                                                                             | 配点  |
|------------------------|--------------------|--------------|-----|-------------|-----------------------------|-------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| コア                     | Well-being Society | 地域コミュニティの形成  | 30  | 地域コミュニティの形成 | 地域コミュニティの形成に資するプログラムがある計画か。 | 選択                | 0           | 地域コミュニティの形成に資するプログラムの予定がない。                                                                                                      | 0 点 |
|                        |                    |              |     |             |                             |                   | 1           | 地域コミュニティの形成に資するプログラムの実施予定がある。                                                                                                    | 1 点 |
|                        |                    |              |     |             |                             |                   | 2           | 地域コミュニティの形成に資するプログラムを四半期に 1 回以上実施する予定がある。                                                                                        | 2 点 |
|                        |                    |              |     |             |                             |                   | 3           | 地域コミュニティの形成に資するプログラムが、月 1 回以上あり、多様な属性・世代が交流できる活動内容を実施する予定がある。                                                                    | 3 点 |
|                        |                    |              |     |             |                             |                   | 4           | 地域コミュニティの形成に資するプログラムが、月 1 回以上あり、多様な属性・世代が交流できる活動内容を実施する予定があるかつ、地域住民が自らの裁量で実施できるプログラムがある。                                         | 4 点 |
|                        |                    |              |     |             |                             |                   | 5           | 地域コミュニティの形成に資するプログラムが、月 1 回以上あり、多様な属性・世代が交流できる活動内容を予定がある。かつ、地域住民が自らの裁量で実施できるプログラムがある。かつ、住民や NPO 等の地域主体が企画・運営に関わるプログラムを実施する予定がある。 | 5 点 |
| コア                     | Well-being Society | にぎわいの創出      | 31  | 人々の交流・滞在の促進 | 人流を増やすためのアクティビティを想定した計画か。   | 選択                | 0           | 緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが 5 つ未満である。                                                                                               | 0 点 |
|                        |                    |              |     |             |                             |                   | 1           | 緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが 5 つ以上ある。                                                                                                | 1 点 |
|                        |                    |              |     |             |                             |                   | 3           | 緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが 10 個以上あり、うち 3 つ以上のアクティビティについて活動を促すプログラムがある。                                                             | 3 点 |
|                        |                    |              |     |             |                             |                   | 5           | 緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが 20 個以上あり、うち 10 個以上のアクティビティについて活動を促すプログラムがある。                                                            | 5 点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域            | カテゴリー    | No. | 評価項目              | 評価指標                                | 必須／<br>選択             | レベル | 評価基準                                                                    | 配点 |
|--------------------|---------------|----------|-----|-------------------|-------------------------------------|-----------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------|----|
| コア                 | Well-beingの向上 | にぎわいの創出  | 32  | 地域と連続した歩行可能な空間の形成 | 周辺地域と連続した歩行可能な空間の形成に資する緑地となる計画か。    | (地域の価値向上に資する項目)<br>選択 | 0   | 公道から直接アクセスすることができない。                                                    | 0点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 1   | 公道から直接アクセスすることができる。                                                     | 1点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 3   | 公道から直接アクセスすることができ、緑地を通して、敷地外へ通り抜けることができる。                               | 3点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 5   | 周辺地域から連続してみどりの中を歩くことができるネットワークが広がっている。                                  | 5点 |
| コア                 | Well-beingの向上 | 良好な景観の形成 | 33  | 沿道緑化              | 周辺環境の向上に資する沿道緑化を行う計画か。              | 選択                    | 0   | 接道部の緑化率が50%未満                                                           | 0点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 1   | 接道部の緑化率が50%以上                                                           | 1点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 2   | 接道部緑化率が60%以上                                                            | 2点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 3   | 接道部の緑化率が70%以上                                                           | 3点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 4   | 接道部緑化率が80%以上                                                            | 4点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 5   | 接道部緑化率が80%以上で、接道部の緑化が広場や園路、緑道等として開放され、道路と一体となって通行者が緑に親しむことができるようになっている。 | 5点 |
| コア                 | Well-beingの向上 | 良好な景観の形成 | 34  | デザインコンセプトの設定      | デザインコンセプトが設定され、そのコンセプトに沿った設計となる計画か。 | 選択                    | 0   | デザインコンセプトが設定されていない。                                                     | 0点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 1   | デザインコンセプトが設定され、デザインコンセプトに基づいた緑地の配置計画が作成されている。                           | 1点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 3   | デザインコンセプトに基づいた植栽計画および構造物に関する色彩や素材の計画がある。                                | 3点 |
|                    |               |          |     |                   |                                     |                       | 5   | レベル3に加えて、将来の緑地景観の成熟イメージが明確に示されている。                                      | 5点 |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域            | カテゴリー    | No. | 評価項目         | 評価指標                              | 必須／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                  | 配点 |
|--------------------|---------------|----------|-----|--------------|-----------------------------------|-----------|-----|-------------------------------------------------------|----|
| コア                 | Well-beingの向上 | 農の活用     | 35  | 農の活用         | 農園の整備や活用プログラムがある計画か。              | 選択        | 0   | 農園がない。                                                | 0点 |
|                    |               |          |     |              |                                   |           | 1   | 従業員等の限定された者が利用できる農園がある。                               | 1点 |
|                    |               |          |     |              |                                   |           | 3   | 地域住民等が貸農園として利用できる。または、地域住民等が、農を活用するプログラムを通じて農園を利用できる。 | 3点 |
|                    |               |          |     |              |                                   |           | 5   | 地域住民等が貸農園として利用でき、かつ、農を活用するプログラムを通じて農園を利用できる。          | 5点 |
| コア                 | 共通            | 共通       | 36  | 先進的取組        | その他先進的取組を行う計画か。                   | 選択        | 5   | 先進的取組を行う予定である。                                        | 5点 |
| ベース                | マネジメント・ガバナンス  | 適切な事業の実施 | 37  | 事業の目的・目標の明確化 | 事業の目的・目標が明確となっている計画か。             | 必須        | -   | 事業の目的が明確であり、具体的な目標が設定されている。                           | -  |
| ベース                | マネジメント        | 適切な事業の実施 | 38  | 整備・維持管理計画の作成 | 目的・目標を踏まえた適切な整備・維持管理等の実施計画がある計画か。 | 必須        | -   | 目的・目標に対して、その内容を踏まえ適切な整備・維持管理等の実施計画が作成されている。           | -  |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域               | カテゴリー    | No. | 評価項目      | 評価指標                             | 必須／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                                                                                   | 配点 |
|--------------------|------------------|----------|-----|-----------|----------------------------------|-----------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ベース                | マネジメント・<br>ガバナンス | 適切な事業の実施 | 39  | 実施体制の明確化  | 実施体制及び責任者が明確である計画か。              | 必須        | －   | 実施体制及び責任者が明確である。                                                                                                       | －  |
| ベース                | マネジメント・<br>ガバナンス | 適切な事業の実施 | 40  | 専門家の関与    | 緑地の専門家や技術者が関与している計画か。            | 必須        | －   | 以下の緑地の専門家・技術者の関与がある。<br>・計画作成の段階から、緑地に関する資格を有する専門家による定期的な助言等を受けている。<br>・緑地の整備や維持管理において、資格を有する造園技術者が適正に確保されている体制となっている。 | －  |
| ベース                | マネジメント・<br>ガバナンス | 適切な事業の実施 | 41  | 資金の確保     | 整備・維持管理等に必要な資金を確保する仕組みがある計画か。    | 必須        | －   | 緑地の整備・維持管理費とその資金の調達方法が適切に考慮されている。                                                                                      | －  |
| ベース                | マネジメント・<br>ガバナンス | 適切な事業の実施 | 42  | モニタリングの実施 | モニタリングを適切に実施し、その結果を維持管理に反映する計画か。 | 必須        | －   | 事業の効果等に対するモニタリングの具体的な内容・方法・頻度・体制等が示されている。                                                                              | －  |

| コア／<br>ベース<br>評価項目 | 領域                | カテゴリー            | No. | 評価項目             | 評価指標                                             | 必須／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                                            | 配点 |
|--------------------|-------------------|------------------|-----|------------------|--------------------------------------------------|-----------|-----|---------------------------------------------------------------------------------|----|
| ベース                | マネジメント・<br>ガバナンス  | 情報開示             | 43  | 情報の開示            | 緑地に関する情報公開を行う計画か。                                | 必須        | -   | 事業内容や緑地に関する情報公開を行っている、または行う予定がある。                                               | -  |
| ベース                | マネジメント・<br>ガバナンス  | 地域住民等とのコミュニケーション | 44  | 地域住民等とのコミュニケーション | 地域住民等とのコミュニケーションを反映している計画か。                      | 必須        | -   | 事業の構想・計画段階や維持管理・運営段階において、地域住民等とコミュニケーションを図る場を設け、その内容を必要に応じて緑地整備や維持管理・運営計画に反映する。 | -  |
| ベース                | マネジメント・<br>ガバナンス  | ネガティブ・インパクトの管理   | 45  | ネガティブ・インパクトの管理   | 事業によって生じる可能性のあるその他ネガティブ・インパクトを特定し、適切な対応措置を行う計画か。 | 必須        | -   | 緑地の存在やその整備・維持管理によって生じる可能性のあるその他ネガティブ・インパクトを予め特定し、それに対する適切な対応措置が示されている。          | -  |
| ベース                | 土地・地域特性の<br>把握・反映 | 土地・地域特性          | 46  | 自然環境・歴史文化の把握・反映  | 土地の成り立ちを把握し、それを反映している計画か。                        | 必須        | -   | 土地及び周辺地域の成り立ち（地形や歴史）を把握した上で、整備計画や維持管理・運営計画等に反映している。                             | -  |

| コア／<br>ベース<br>評価項<br>目 | 領域                | カテゴリー           | No. | 評価項目            | 評価指標                             | 必須<br>／<br>選択 | レベル | 評価基準                                                                                                        | 配点 |
|------------------------|-------------------|-----------------|-----|-----------------|----------------------------------|---------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ベース                    | 土地・地域特性の<br>把握・反映 | 土地・<br>地域特<br>性 | 47  | 社会的状況の<br>把握・反映 | 土地及び周辺地域の社会的状況を把握し、それを反映している計画か。 | 必須            | －   | 土地及び周辺地域の社会的状況（人口、施設、交通、防災・減災、土地利用状況、開発状況、循環経済等）及び地域特有の社会課題などについて、資料や調査等を基に把握した上で、整備計画や維持管理・運営計画等計画に反映している。 | －  |
| ベース                    | 土地・地域特性の<br>把握・反映 | 法令・<br>行政計<br>画 | 48  | 法令遵守            | 法的位置づけを遵守している計画か。                | 必須            | －   | 緑地の整備・維持管理にあたり準拠しなくてはならない条例を含む法令を把握し、それらを遵守しているか。                                                           | －  |
| ベース                    | 土地・地域特性の<br>把握・反映 | 法令・<br>行政計<br>画 | 49  | 行政計画の把握・反映      | 関連する行政計画等を踏まえた計画か。               | 必須            | －   | 緑の基本計画等の関連する行政計画や地域住民等により作成されたまちづくり計画等を把握し、それらを踏まえた計画となっている。                                                | －  |
| ベース                    | 土地・地域特性の<br>把握・反映 | 課題設定            | 50  | 適切な課題の設定        | 土地・地域における課題と整合する項目が選択されている計画か。   | 必須            | －   | 当該土地・地域特性を踏まえた課題が設定され、これらの課題と整合性を持つ項目が選択されている。                                                              | －  |

(付表)「項目 15 良好な生息・生育環境形成に資する取組」取組事例

| 対象となる生物と取組の例                    |                                                                                                                                                                                         | 取組実施の主な事業段階 |      |    |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------|----|
|                                 |                                                                                                                                                                                         | 整備          | 維持管理 | 運用 |
| ○鳥類や昆虫などの飛来を促す取組                |                                                                                                                                                                                         |             |      |    |
|                                 | ・生き物の食餌植物の選定と植樹（餌資源提供）                                                                                                                                                                  | ●           |      |    |
|                                 | ・巣箱などの設置（鳥やハチ類などの営巣・繁殖場所創出）                                                                                                                                                             | ●           |      |    |
|                                 | ・バードバスや浅い水辺の設置（鳥類の水飲み・水浴び場創出）                                                                                                                                                           | ●           |      |    |
|                                 | ・混ぜ垣などによる効果的な植栽配置（多時期にわたる花や実の餌供給、病虫害発生抑制等）                                                                                                                                              | ●           |      |    |
| ○鳥類、トカゲ類、昆虫、土壤動物などの隠れ場所を増やす取組   |                                                                                                                                                                                         |             |      |    |
|                                 | ・木積み、粗朶柵、石積み・丸太杭護岸など隙間の多い構造の設置（陸域生物の隠れ場所創出）                                                                                                                                             | ●           | ●    |    |
|                                 | ・低頻度での草刈りや刈り残し、刈草の一時残置（生息空間・逃げ場創出）                                                                                                                                                      |             | ●    |    |
|                                 | ・枯れ木や倒木の残置（営巣場所や枯れ木性生物の生息場所創出）                                                                                                                                                          | ●           | ●    |    |
| ○哺乳類、爬虫類、カエル類などが地上を移動できるようにする取組 |                                                                                                                                                                                         |             |      |    |
|                                 | ・アンダーパスや這い出し構造設置など動物の歩行移動の妨げとなる構造物の回避・改善（動物の移動経路の確保）                                                                                                                                    | ●           |      |    |
| ○魚類やトンボのヤゴなど水生生物の生息場所を増やす取組     |                                                                                                                                                                                         |             |      |    |
|                                 | ・水深や流速に変化のある水辺構造（多様な生息場所創出）                                                                                                                                                             | ●           |      |    |
|                                 | ・石積み・丸太杭護岸など隙間の多い護岸の設置（水生生物の隠れ場所創出）                                                                                                                                                     | ●           |      |    |
| ○動植物全般への配慮の取組                   |                                                                                                                                                                                         |             |      |    |
|                                 | ・敷地内外の造成地にある在来種が主に生育する良好な表土の活用（在来種主体の植生の保全・創出）<br>＜取組例＞<br>＊事業計画以前からある造成地の植生を改変せずそのまま残す<br>＊事業計画以前にあった造成地の表土を仮置きし、新たな緑地の表土に敷き戻す<br>＊敷地外だが近傍の造成地にあつて目指す緑地の状態に近い植生の表土を採取し、新たな緑地の表土として利用する | ●           | ●    |    |
|                                 | ・人の立ち入る空間と生き物のための空間ゾーニング（人の非干渉地の確保）                                                                                                                                                     | ●           |      | ●  |
|                                 | ・夜間照明※を実施する場合の光害の低減（光害対策） ※動植物の生態上、本来夜間照明はないことが望ましい                                                                                                                                     | ●           |      | ●  |
| ○その他の自主的な取組（ ）                  |                                                                                                                                                                                         | ●           | ●    | ●  |